

令和4年12月第7回室戸市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 令和4年12月13日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 渕 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 小 椋 利 廣	6番 脇 本 健 樹
7番 久 保 八太雄	8番 濱 口 太 作	9番 山 本 賢 誓
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 亀 井 賢 夫

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議事班 主任	村 田 茉莉
議事班 主任	川 越 桂 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	辻 さおり
財 政 課 長	上 松 富士樹	財産管理課長	戎 井 健
税 務 課 長	西 村 城 人	市 民 課 長	小 松 達 也
保健介護課長	正 木 亜 弥	人権啓発課長	田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長	山 崎 桂	建設土木課長	川 崎 州
観光ジオパーク推進課長	大 西 亨	防災対策課長	山 本 康 二
地域医療対策課長	松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長	松 本 弥 生
福祉事務所長	森 岡 光	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	西 岡 佳 久
水道局長	中 屋 秀 志	消 防 長	多 田 周 平
監査委員事務局長	江 口 祐 介		

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

堺喜久美議員の質問を許可いたします。堺喜久美議員。

○10番（堺 喜久美君） 10番堺。市民の視点に立って、一般質問を行います。

市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

(1)市庁舎整備に関する住民投票について。

このたび、1,729人の多くの市民の署名による直接請求に基づく住民投票条例が議決され、来年の2月26日までに住民投票が行われることとなりました。

市長は、さきの9月議会で、高知高専の岡林教授を委員長とする第4回室戸市庁舎整備検討委員会での答申を8月25日に受け、浸水区域外への庁舎移転を基本として、移転建て替えは必要と判断されたとした上で、もっと時間をかけ、市民との対話やその説明が必要であると考え、遅くとも来年の9月議会で提案したい、現時点では住民投票を行うことは考えていないと答弁されておりました。

まず、市長として、住民投票についての基準をどのようにお考えなのか、御所見をお伺いいたします。

今回の直接請求に基づく住民投票により、移転建て替えか耐震かの市としての重大な政策を直接市民に問い、判断を委ねるものでありますので、住民投票で市民を混乱させず、意思表示しやすいよう、正確な情報、分かりやすい丁寧な説明が不可欠であります。

住民投票条例の第15条情報の提供では、市長は住民投票の適切な執行を確保するため、庁舎整備に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を公平かつ公正に提供するよう努めるものとするとなっております。

住民にも理解しやすい資料で、どのような形で説明され、住民投票に関心を高める努力をするのかお伺いいたします。

また、住民投票条例の第4条住民投票の期日では、条例の施行の日から起算して90日を経過する日までの間において、市長が定めるものとなっております。

投票日をいつに決められたのでしょうか。その間、どのようなスケジュールを考えているの

でしょうか。先日の議会開会日に市長の行政報告で発表されておりましたが、改めてお伺いいたします。

(2) 移転・建て替えと耐震補強改修工事のメリットとデメリット。

市庁舎整備のような大型プロジェクトでは、市財政の見通しや効率のよい行政サービスの提供など、様々な要素、専門的な知識が必要となってまいります。大きなハード事業は、ランニングコストや残された債務、その後のまちづくりと、結果は市民に大きな影響を及ぼします。

目先のことでなく、長期的な視野で判断ができるように、幅広く、奥も深い情報を住民に知っていただいた上での正確な判断をしていただけるよう、まず住民投票での選択肢(1)庁舎の移転、建て替えを行い、現市役所の機能を津波浸水区域外に移すのメリットとデメリットをお伺いいたします。

次に、(2) 現庁舎の耐震補強、改修工事を行い、防災機能を津波浸水区域外に移転するの中でお伺いいたします。

①耐震補強はどのような工法が考えられるのでしょうか。

②工事中、住民サービスを配慮し、日常の業務はどこでどのようにするのでしょうか。

③防災機能を津波浸水区域外に移転するとありますが、どの部署を移転するのでしょうか、お伺いいたします。

次に、2、がん対策について。

(1) HPVワクチン接種について。

子宮頸がんの95%以上は、ヒトパピローマウイルスというウイルスの感染が原因です。子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて、本年4月より定期接種対象者へ積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨を差し控えた期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度、接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始され、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

そこでまずは、本市の積極的勧奨再開に伴う対応と現状についてお伺いいたします。

①積極的勧奨再開に当たり、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知はいつどのように行われたのでしょうか。

②接種率はどのようになっていますか。また、勧奨再開後の市民の反応はいかがでしょうか。

③未接種者への再度の接種勧奨は行っているのでしょうか。

そして、現在、定期接種やキャッチアップ制度で使用できるHPVワクチンは、2価ワクチンと4価ワクチンとなっています。これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価HPVワクチンについて、厚生労働省は来年4月以降の早い時期から定期接種とする方針であることが報道されておりました。定期接種として新しいワクチンを使えるようになることは、対象者にとっては接種を検討するための大変重要な情報だと思います。

そこで、9価HPVワクチンと定期接種化の対応についてお伺いいたします。

④9価HPVワクチンの効果や安全性についてお伺いいたします。

⑤9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本市の対応及び対象となる方への周知方法についてお伺いいたします。

次に、(2)がん教育の充実について。

現在、日本人の2人に1人は一生のうちに何らかのがんにかかるかと推計されています。健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんの正しい知識や向かい合い方を学ぶがん教育は、新学習指導要領に明記され、中学校では昨年度から、高校では今年度から全面実施されています。第3期がん対策推進基本計画には、国が地域の実情に応じて外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めることが明記されています。授業の充実に向けて、医師などがん医療に関わる人や経験者など、外部講師を招き、教員では伝え切れない専門的な知識や患者の実体験などを学ぶことを通して、がんに対する子供たちの理解を深めていくことが目的とされています。

本市でのがん教育の取組についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 堺議員にお答えをいたします。

大きな1点目の市長の政治姿勢についての(1)市庁舎整備に関する住民投票についてであります。

初めに、住民投票についての基準をどのように考えているのかについてであります。

議員御案内のとおり、9月議会の時点では、時間をかけて住民との対話や説明をしていきたいと考えており、住民投票の考えには至っておりませんでした。

しかしながら、9月議会を終えた後に多くの市民と談義を重ねる中で、補強か建て替えか、市民の意見が大きく分断されており、住民投票により御判断していただくことが公平性を確保できるとの思いを持つようになりました。

あわせて、10月に市庁舎整備に関する住民投票条例制定の請求があり、それには有効署名数1,729名と多くの署名が添えられていることを私としましては大変重く受け止め、住民投票で決めることが望ましいとの考えに至った次第であります。

住民投票で決めるべきか否かにつきましては、明確な基準というものはありませんが、室戸市にとりまして、庁舎のような重要な拠点施設やまちづくりの方向を大きく転換するような事業であって、市民の意見が大きく分断されるような事態においては、住民投票の実施も一つの選択肢と考えております。

次に、住民投票に関心を高める努力をどのようにするのか、投票日について、また投票日までの間、どのようなスケジュールを考えているのかにつきましては、関連しますので一括して

答弁をさせていただきます。

住民投票までのスケジュールとしましては、2月12日に住民投票の告示を行い、2月13日から2月18日まで不在者投票及び期日前投票の実施、2月19日が投票日の予定であります。

市民の住民投票に対する関心を高める取組としましては、投票資格者が市庁舎整備に関して意思を明確にできるように必要な情報を提供することとして、地震や津波対策、被災後の災害対応、事業費用、財源対策などの各項目において、庁舎を移転建て替えした場合と庁舎を耐震補強改修工事などとした場合での概要資料や、今後実施する住民説明会の日程表などを取りまとめた上、年末までには投票資格者約1万1,000人全員の手元に届けることとしております。

その後、年明け1月からとなりますが、1か月程度の期間で、市内公共施設11か所、地元管理の公民館や集会所など、30か所で住民説明会を開催することや、「広報むろと」への記事掲載、常会長に対して住民説明会への参加や住民投票の周知について協力依頼文書を送付することなどにより、市庁舎整備に関する情報提供などに努めてまいります。また、市庁舎の在り方を決める住民投票は、室戸市の将来を考え、どうすべきかを市民自らの御判断に委ねるということであり、まさしくまちづくりへの参加という大変貴重で、かつ市民一人一人のまちづくりへの意識の高さが問われる投票でもあることを市民にお伝えするなど、住民投票について広く周知し、市民の住民投票に対する関心を高められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2)移転・建て替えと耐震補強改修工事のメリットとデメリットについてであります。

まず、住民投票の選択肢(1)庁舎の移転、建て替えを行い、現市役所の機能を津波浸水区域外に移すメリットとデメリットではありますが、津波浸水区域外へ庁舎の移転、建て替えを行う場合の最大のメリットとしましては、津波の被害から免れることであり、そのことによる被災後の救援活動や復興対策に効率的に取り組めることであり、また震度6強から7程度の規模の地震が発生した場合には、建物を免震構造とすることで、建物の倒壊及び崩壊を防止できることであるとと考えております。さらには、市民の一時避難場所としての使用や支援物資などの受入れが可能であることや、室戸市内で災害が発生した場合には、発災後に速やかな災害応急活動や市役所の業務継続が可能になるといった点であります。

一方、デメリットとしましては、いつ発生するか分からない南海地震に対して、用地取得から新庁舎建設後の業務開始まで最低でも7年程度の期間を要すること、また庁舎の位置が市街地から離れることとなり、一部の地域においては移動手段等において支障が出るなどです。

次に、選択肢(2)現庁舎の耐震補強、改修工事を行い、防災機能を津波浸水区域外に移転するの1点目、耐震補強はどのような工法を考えているのかについてであります。

耐震補強工法につきましては、前段の議員に答弁しましたように、鉄骨ブレースの設置、壁

のコンクリートの増し打ちや柱の巻き補強、耐震スリットの施工などが想定されています。

2点目の工事中、日常業務はどうするのかについてであります。

耐震補強改修工事中につきましても、施工スペースなどの確保や、施工箇所によっては壁の撤去などもあり、騒音、振動により業務に支障を来す少なくとも半数以上の部署は、仮庁舎において業務をすることになると考えております。

3点目の防災機能の移転で、どの部署を移転するのかについてであります。

災害対応を中心となっていく防災対策課の移転が考えられるところであります。しかしながら、他の自治体で一旦、災害対策部署を移転させましたが、台風等の風水被害の対応時に本庁との連携などで課題があり、再度、本庁に戻したというような事例もありますので、こうしたことも参考にしながら、今後施設の在り方を検討する際に部署の移転についても併せて検討していく必要があると考えております。

私からは以上であります。教育長及び関係課長に補足答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（亀井賢夫君） 正木保健介護課長。

○保健介護課長（正木亜弥君） 堺議員さんに、2の(1)HPVワクチン接種について、私のほうからお答えいたします。

HPVワクチン、いわゆる子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、一時、積極的な勧奨が差し控えられておりましたが、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応によるリスクを上回ると認められたことから、令和3年11月26日より、積極的勧奨の再開が決定されました。当市におきましても、令和4年4月より個別勧奨を再開したところでございます。

御質問の1点目、積極的勧奨再開に当たり、対象者への周知はいつどのように行われたかでございますが、本年4月に定期接種対象者及び勧奨を控えていた時期に公費接種を逃した方、いわゆるキャッチアップ接種対象者に、予診票、勧奨文書及び接種に係るリーフレットを個別に送付しております。また、市の広報紙やホームページにて情報提供を行ってきたところでございます。

次に、2点目の接種率と市民の反応についてでございますが、積極的勧奨再開以前の令和3年度は対象者が123名、うち1回目の接種者は20名で、接種率は16.2%、積極的勧奨を行った本年4月以降、11月末現在の状況は定期接種の対象者が117名、うち1回目の接種者は7名で、接種率は5.9%、昨年の同時期と比べますと、接種者は16名で、接種率は13.0%となっております。キャッチアップ接種対象者は189名、うち1回目の接種者は10名で、接種率は5.2%となっております。

また、市民の反応についてでございますが、対象者の保護者の方から御相談が数件寄せられており、内容につきましては接種したほうがいいのかという御質問が多く、ワクチンの効果と

予想される副反応等についてお答えし、接種を受ける御本人も御理解の上、接種について御検討いただくよう御説明させていただいているところでございます。

次に、3点目の未接種者への再度の接種勧奨は行っているのかでございまして、本年4月より積極的勧奨を再開しておりますが、現在のところ再度の接種勧奨は行っておりません。今後、接種対象者が接種について検討、判断ができるよう、ワクチンの効果や安全性について市の広報紙やホームページにて周知を行うとともに、未接種者への再勧奨も検討してまいります。

次に、4点目の9価HPVワクチンの効果や安全性についてでございますが、令和4年9月、国のワクチン評価に関する小委員会において、9価HPVワクチン定期接種化に係る議論が取りまとめられております。

その中におきまして、9価ワクチンの効果については、現在使用されている2価、4価ワクチンよりも多くのウイルスへの感染を防ぐことができ、子宮頸がん及びがんになる前段階の病変の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待される、また安全性については一定程度明らかになっており、4価と比較し接種部位の症状の発現は多いが、全身症状は同程度であると報告がされております。

次に、5点目の9価HPVワクチン定期接種化に伴う対応と周知方法につきましては、今般、11月18日に開催された第41回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして、同ワクチンを定期接種として使用可能とする方針が了承され、今後、必要な法令改正等を経て、令和5年4月1日から開始される見込みとなっております。

詳細については今後国より示される予定となっておりますが、対象者には予診票の個別送付を行うとともに、対象者が接種について検討、判断ができるよう、ワクチンの有効性、安全性について丁寧な情報提供に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 堺議員に、がん対策についての(2)がん教育についてお答えいたします。

平成28年12月に改正されたがん対策基本法において、がんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずる旨の文言が記載され、第3期がん対策推進基本計画では、国は全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めることが示されました。平成29年に告示された中学校学習指導要領の保健体育科においては、健康な生活と疾病の予防の中で生活習慣病などの予防について学習する際に、がんについても取り扱うとされております。

室戸市内の小・中学校では、令和2年5月に高知県教育委員会が作成した高知県がん教育プログラムに基づき、高知県がん教育教材を活用して、がんに対する正しい知識と予防や早期発

見の有用性などについて保健の授業や学級活動の時間に学習しております。

保健分野の学習では、健康な生活と疾病の予防、心身の機能の発達と心の健康、傷害の防止、健康と環境の4つの内容を学習しますが、その際に必要に応じて外部講師を招いて学習しております。がん教育の外部講師の活用につきましては、講師の選定や指導時間の確保にまだまだ課題が見られており、本市におきましては現在のところ活用実績はありません。国のほうでも、外部講師の活用の充実に向けて、文部科学省主催のがん教育シンポジウムが令和5年2月に動画配信により開催されることとなっております。

本市の教職員にも積極的に参加を呼びかけることで、がん教育の充実や外部講師の活用も進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 堺喜久美議員の2回目の質問を許可いたします。堺喜久美議員。

○10番（堺 喜久美君） 堺。2回目の質問を行います。

御丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず最初に、市長の住民投票に対するお考えをお伺いいたしました。

というのは、市長の考えでは、なるべく長い期間を取って、来年の9月議会に提案していく、そういう思いであったと思います。その間、市民との対話を重ねて理解をいただく、そういうお考えで9月議会という期日が提案されたと思うんですけども、住民投票になりまして、2月末までにはその態度を示さなければいけない、その短期間のうちに市民との対話を重ね、理解をいただくということになる、すごく市長としてはスケジュール的には大変な変更になったのではないかと思います。

住民投票というのは、市民の意見を聞くということで大変重要なことでありますけれども、私の考えといたしましては、市長が提案されたこと、それが議会でどう審議され、どう可決されたのかを見て、最後の手段が住民投票だと私は思っておりましたが、今回、庁舎の整備に関する議案では議会に提案されたことはなく、議員説明会でも、議会前の事前審査になるということと、質問もできないような状態での説明でした。そういうことでありますので、議会の意向も分からないうちの住民投票ということになってしまいます。

現在、室戸市の有権者数約1万1,000人、これが有権者の50分の1の署名を集めていけば、住民投票の直接請求というのは成立するわけですね。50分の1というのは、大体220人ですね。220人の署名があれば、これから室戸市の行っていこうとする業務に対して、市民が直接請求をできるということが明らかになりました。ということは、これから本当に市長として、議会にも諮らないことを、しっかり、いつも出されるたびに議会に提案してくるのか、それは自治法で決められていることなので私も理解はいたしますけれども、まずは議会にしっかりと審議をする時間、そういうのを取っていただきたかったなというふうに思いました。

それから、住民投票をしますと、さっきも市長が言われましたように、市民の意見が分断されていたってことですけど、最終的には賛成、反対の市民の分断が起こらないような、そ



ういう進め方、そういうのを私は望んでおります。

それと、耐震になった場合の工法によりまして、どの部署が移転をせないかんのかということに分かれれば教えていただきたいと思います。

それから、防災機能を浸水区域外に移転するということですが、防災機能っていうのは市民が果たして分かるのでしょうか。分かりやすいことを、それをまだ市としてはどこの部署ということは特定されていないというふうに言われておりますが、市民説明会ではこの点をどういうふうに説明をされるのか、もう一度お伺いをいたします。

そして、HPVワクチンのことなんですけど、接種率を見ますと、まだまだ差し控えている、そういう現状ではないかと思えます。再度の勧奨につきましては、厚生省から出されております定期接種実施要項には、未接種者への再度の接種勧奨ということで勧奨を進めておりますので、ぜひとも丁寧に勧奨のお知らせ、そういうのをしていただきたいと思えます。

以上で2回目の質問を終わりますので、よろしく申し上げます。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 堺議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

1点目に、住民投票の在り方についての御指摘、御意見をいただきました。

捉え方も様々かと思えますけれども、御指摘の御意見を伺う中で、まずは議会にも諮って、議会に問うてみた結果をなお住民のほうの意見に聞くというような方向にあるべきじゃないかというふうに、御意見を聞きながら受け取りました。

今回、それと併せて、5分の1の住民署名があれば、直接請求はもっと少ない数で署名が出てくると権利は持たれますけれども、そうした署名が来るたびに住民投票でいろんな問題を取り組まれるような考え方もあるんでしょうかねといったような御指摘も併せての問いじゃなかったかというふうに受け止めましたが、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、基本的には室戸市の市政運営に非常に大きな影響を与えるといった物事について住民請求があり、しかも1割を余るような住民署名が集まってくると、重きを置いて判断をせないかんようなことが多くなるのではないかなというふうに受け止めております。

それと、議会のやり取りについては、この議会でも6月議会でも何度となく議員さんのほうからも御質問をいただき、執行部の姿勢も答えさせていただく、そんな中でやり取りをしながら、最終的にどういった方向に向かうかを決定する場合がありますけれども、その過程で市民の御判断をいただくといったことも出てくるのではないかと、今回の場合はそうした後のほうの住民の投票にて御判断をいただくといったことに、御判断になったということで御理解をいただけたらというふうに思います。

それと、耐震補強についてどの部分を移転するのかということですが、それと防災機能を移すという表現で市民に理解いただけるのかどうかという御指摘をいただきました。

確かにそのことは御指摘のとおりだと思いますので、今のところ私のほうの立場では、現在

の防災対策課の機能を、防災の機能を充実するために安全な場所に移すということを考えておりまして、そうすると南海地震でない通常の台風だとか集中豪雨だとか、一般の災害時に本庁と離れたところに防災機能を置くといろんな問題が生じるのではないかと、100年から150年に1回と言われる南海大地震に対応するために離してしまうと平時の防災対応が充実できないのではないかとといった問題で、ほかの自治体では一度は移したけれども、やっぱり本庁に戻したというような事例もあるようでございますので、そんなことも併せて今後検討していくということと、市民に向けては、防災機能という対策については様々な具体的な物事がありますので、もっと理解をしてもらえるような易しい具体例も加えて説明をしていきたいというふうに考えております。

それと、前段の議員の御質問からも、具体的に言えば例えば庁舎の1階部分にあります市民課や税務課、会計課、水道局といった、直接より多く市民と携わる、関係する課が浸水エリアになってしまうと、そのことへの対策は、もう津波にやられる前の対策として何かを講じておかなければならないというのは不可欠でございますので、そうしたことへの対応も考え、取り組む必要がありますといったことを答弁をさせていただいておりますけれども、その姿勢はこの時点でも全く同じことの答弁に重ねさせていただきたいと思っております。

なお、不足を担当課長からもしていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 堺議員の2回目の御質問にお答えいたします。

2点目の耐震改修工事を行った場合に仮設庁舎へ移転する想定される部署についての御質問があったかと思っております。

現在、想定される改修内容に応じまして、仮設庁舎へ移転を想定される部署につきましては、1階におきましては福祉事務所と、あと移住促進室、これはまちづくり推進課の所管の部署になりますが、移住促進室、あと税務課の債権管理室が想定されております。

これは、改修工事の中で既存の壁の増し打ちという改修工事の想定がされておりますので、そういった工事に伴いまして、先ほど申し上げた部署につきましては業務の継続が困難なことが想定されるために、移設が検討されております。

続きまして、2階と3階につきましては、既存壁の撤去の改修及び補強が予定されております。これは、南側面の壁の改修工事が想定されておりますので、2階部分につきましては農業委員会から建設土木課までの2階部分、3階につきましては防災対策課から市長室までの南側面が移設の検討箇所となっております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 正木保健介護課長。

○保健介護課長（正木亜弥君） 堺議員さんの2回目の御質問にお答えいたします。

HPVの再勧奨をしっかりとしてほしいという御質問でございましたけれども、今回9価ワクチンが定期接種化されるということも決定いたしましたので、接種者の方に選択肢も増えるとい

うこととなります。

それに併せまして、未接種の方が接種を受けるかどうかしっかり判断ができるように、効果や安全性について広報を進めてまいりますとともに、個別接種につきましても検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） これをもって堺喜久美議員の質問を終結いたします。

次に、竹中真智子議員の質問を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） 2番竹中真智子。市民を代表して、一般質問をさせていただきます。

1、市長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

(1)市長選挙投票所入場券について。

先月13日に告示された市長選挙は、11月20日投票で、14日から期日前投票ができるようになるのですが、新聞によれば、14日までに投票所への入場券が届いていない、いつもなら選挙戦がスタートする数日前までに届いていました。私がこのはがきを手にしたのは、15日火曜日のことでした。この投票所入場券遅配が多少なりとも影響したのでしょうか、蓋を開けてみれば投票率は45.74%で、50%を切ったのは市制始まってから見ても過去にはありませんよね。これは、大変大きな出来事です。現市長に市民の多くは失望しちゅう、市民の皆さんが植田市長に失望しているからじゃないですか。

なぜこのようなことになったのか、このような事態が起こらないようにするために今後どのように取り組むのかお聞きします。

(2)市長公約について。

2期目の室戸市のかじ取りを任された植田市長、おめでとうございます。

それでは、市長公約についてお伺いをいたします。

植田壯一郎後援会だよりという印刷物の中に「市長2期目の公約」と書かれている部分がありますので、お伺いをします。

その中には、子育て家族楽々ワクワクまちづくり推進、産業振興対策、財源強化対策、人材確保と育成対策と4つの柱が掲げられているようですが、本日はこの中から3点ほどお聞きをいたします。

まず初めに、①子育て家族楽々ワクワクまちづくり推進についてお伺いをします。

この文言の下段にこう書かれております。子育てが楽しくなる室戸市のまちづくりを、市民と共に、専門家や有識者の御指導も受けながら取り組みます。例えば、18歳までの養育費、教育費、医療費、給食費の無料化や、子育て家族が生活に心配なく、お子さんが多くても安心して育てられるように、支援を強化するとあります。

私は、令和元年9月議会で、保育園児、3歳、4歳、5歳児の主食、米飯であるとかパンを持って登園していることを取り上げ、完全給食の実施を求めて一般質問をしております。この

年、室戸中部給食センターが稼働し、2学期からは小・中学校は完全給食となっています。そして、この年の10月1日より国の施策で保育料の無償化がスタートし、その際に3歳以上の子供たちの副食費が保育料から切り離され、保護者の負担を軽くするために市が負担をして、現在は給食費は無料となっています。ゼロ歳、1歳、2歳の乳幼児や小・中学校では完全給食となっていますので、保育園児、年少の3歳、年中の4歳、年長の5歳児の主食の提供をと言ってきました。

市長の公約の中にありますので、ぜひやってもらいたいので、具体的に何をどうするのかお聞きします。

①の1、ゼロ、1、2歳児の保育料の無償化はいつからできるのですか。いつから実行に移すのですか。

①の2、3歳、4歳、5歳児の完全給食はいつからできるのですか。

①の3、現在、医療費は中学生までが無料ですよね。18歳まで無料になるのはいつからですか。いつから実行に移すのですか、お聞きします。

①の4、教育費の無料化となりますと、教材費、特に高校生の教科書代など、小・中高の修学旅行費なども無料にということになるのでしょうか。いつからできるのでしょうか。いつから実行に移すのですか。

①の5、養育費の無償化についてお伺いをいたします。

一般的に、養育費とは子供の監護や教育のために必要な費用で、子供が経済的、社会的に自立するまでに要する費用を意味して、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たるとあります。また、一般的に養育費については、父母の離婚などにより、子供が18歳になるまでに要する費用をお互いが負担し合う場合によく聞かれる言葉であると理解をしています。

国・県、先進的な取組を行っている自治体があるのかと思いインターネットで検索をしてみました。離婚により、片方の父母から養育費が子供を育てている父母にきちんと支払われるよう支援や指導をする自治体は見ることはできたのですが、自治体が養育費の無償化に取り組んでいる事例を私は見つけることができませんでした。

今回の市長の公約は、先進的な事例として全国から注目されるのではないのでしょうか。市長選挙後のNHKの夕方6時過ぎのニュースでも字幕つきで放映され、室戸はそこまでやるのかとテレビを見た知り合いからも連絡もいただきました。

市庁舎移転建て替えなどと異なり、設計や地権者との用地交渉などありませんので、すぐにでも実現可能な施策であります。市民は期待をしていますので、早急に実施してくださいませようお願いします。

いつから実行に移すのですか、お聞きします。

②財源強化対策について。

ふるさと納税返礼品の開発や受入れ体制の充実強化などに併せ、営業力を強化して、納税額

25億円を目指しますと書いてあります。

今度の庁内の組織改革案を見ましたら、財政課は総務課付になっていますよね。将来の財源対策はしっかりとやっていけるんですか。公約の4つの柱の一つに上げられ、市長が一番大事だと思って上げていたのでしょうか。早速に公約を破る気ですか。

10年余り前までは室戸市は財政が一番厳しいと言われてきた市なのですよね。ふるさと納税で財源強化対策をやるのですか。ふるさと納税はいつまでも続かないと思いますので、不確定要素の高いこれだけではなく、もっと示してほしいと思いますので、詳しい答弁を求めます。

③固定資産税の見直しについて。

令和3年3月議会で固定資産税の税率の見直しをと求めてから、1年8か月余りとなります。この間、周辺市町村並みの標準税率1.4%に他の30市町村と同様になるようにと是正する決断をされ、50数年間にわたり歴代市長がなし得なかったこのことは、市長の成果として語り継がれることと思われまます。市民一人一人で見れば金額的には少ないかもしれませんが、多数の市民が恩恵を受けるようになると思います。

税率を超過税率の1.5%から標準税率の1.4%にすると、金額は一体どのぐらいの差になるのでしょうか、お伺いをいたします。

(3)新庁舎移転建設問題についてお伺いをいたします。

庁舎移転の必要性についてお聞きします。

先月開かれた臨時議会において、住民投票条例議案での質疑で、防災機能とは何かと堺議員が植田市長に質疑をし、市長が答えられていたのを聞いていて、市長は本当に市役所の業務を理解しているのだろうかと感じたのは私だけでしょうか。

同じ質問を条例の提案者に聞いてみました。こんな返答がありました。

1つは、防災行政無線であると答えられました。

防災行政無線は、地震の発生後に市民に津波が来ることを伝え、避難を呼びかけるためにも必要である、また被災後は、避難所の情報や道路などの被害状況のほかに、支援物資の配布や給水といった避難生活に欠かせない情報を携帯電話に頼らずに市民に知らせることができるので、必ず地震、津波の影響を受けないところに設置する必要があると説明をされました。

もう一つは、住民基本台帳、固定資産台帳といった市民の重要なデータであると答えられました。

住民基本台帳は、被災者、行方不明者の人数を把握するためには必ず必要なものであり、固定資産課税台帳は、被災後、市町村の役目である罹災証明書の発行をするための根拠になる資料で、また町の復興をする上でも重要な資料であると説明をされておりました。

私は、先日、奈半利町を訪ね、南海地震への取組について話を聞くことができました。

奈半利町は、南海地震が発生し、津波が来た場合、町の平野部の大半が浸水するおそれがあると言われて、庁舎も海拔4.2メートルと、室戸市より低い場所に位置をしています。津波が

発生すれば浸水することが想定されているようで、奈半利町の対策としては、小高い山の上に位置する特別養護老人ホーム愛光園のすぐ近くに防災センターを整備しています。

防災センターには何を置いてあるのかと伺いますと、防災センターには防災行政無線と町民の各データである、これは町なかにある平たん地部分にある役場の建物が津波被害を受けた際に、町民の各データをバックアップするための機器がセッティングされていると教えていただきました。

公用車についてはどう考えているのかと聞いてみますと、非常時には隣の特別養護老人ホーム愛光園、中芸介護公社の車両を町が使用させてもらうことができるよう、協定書を締結して対応するとのことでした。

また、隣町の田野町でもお聞きをいたしました。

訪ねてお話を伺いましたとき、津波被害は庁舎の1、2階は浸水が想定されている、現在は3階に町民の大切な各データをバックアップするための機器がセッティングされているが、ここで安全かと言われると決して安心はできない、今、田野中学校の東に位置する小高い山の上に土地を整地したところで、そちらのほうに町民の各データを保管する施設を構えるようになると答えられておりました。

2つの町の庁舎は、室戸市と同じく、街の中心地に位置して、津波の浸水区域内にあります。2つの町は、庁舎を移転させるのではなく、非常時に必要な機能を移転するようにしています。室戸市のように莫大なお金をかけて庁舎移転を計画していません。

そこで、お聞きします。

①いつ来るか分からない南海地震に対して、室戸市は市民の重要な各データの移転、バックアップは行っていますか、お聞きします。

②9月議会でもお聞きをしましたが、隣の2つの町の役場は平常時の住民サービスの拡充を優先し、津波浸水時には役場として行うべき業務をしっかりと理解して移動をさせています。本当に市庁舎を移転させる必要がありますか、お聞きします。

以上、竹中真智子、1回目を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 健康管理のため11時15分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員にお答えをいたします。

初めに、(2)市長公約についての①子育て家族楽々ワクワクまちづくり推進についてであります。

今議会の開会日に私の所信表明をさせていただきましたが、その中で2期目の公約の第1に

子育て支援対策を掲げさせていただきました。

子供の未来は、町の未来であり、日本、世界の未来であります。全ての子供たちが健やかに成長し続けられるよう、子育てや教育や医療など、様々な分野で支援をし、子供の育ちに関わることで地域が元気になる、このことは私が政治を志して以来、ずっと思い続けている私の理念であります。子供や子育て家庭への支援対策は、本市の最も重要、かつ緊急課題と位置づけ、抜本的な施策に早期に取り組んでいかなければならないと考えております。

御質問の1点目、保育料の無償化についてと、2点目、3、4、5歳児の完全給食の実施についてであります。

現在、保育料は、3歳以上のお子さんについては国の制度により無償化となっております。ゼロ、1、2歳のお子さんについては、室戸市独自の減免制度により、住民の課税世帯で第1子目のお子さんに限り、保育料をいただいております。3歳以上のお子さんについては、主食費及び副食費が保護者負担となりましたが、本市においては副食費の補助を行っておりますので、実質、保護者の方には毎日の主食となる御飯の準備をしていただいている状況であります。

保育料の無償化や完全給食の実施については、早期に取り組んでいかなければならないと考えておりますが、完全給食の実施につきましては、必要な物品等の購入や私立保育所との協議も必要となってまいります。

次に、3点目、乳幼児等の医療費の助成についてであります。

平成27年4月に対象年齢を就学前から現在の15歳に引き上げ、通院、入院に関わらず自己負担分を助成し、子供たちが安心して医療にかかることができる環境を整備しております。

今回、対象年齢を18歳までに拡大するには、室戸市福祉医療費助成に関する条例の改正を行った上で、医療機関等への周知期間や保護者からの申請など、一定の期間が必要であると考えております。令和5年度の早期に実施ができるよう、関係機関との協議など、調整を行ってまいります。

次に、4点目、教育費の無償化についてであります。

子育てが楽しくなる町には、教育も欠かすことができません。学力向上などの教育の推進に加え、教育に係る費用を支援していきたいと考えております。

義務教育では、授業料と教科書は無料ですが、それ以外、制服や文房具などの学用品費や修学旅行などの費用が必要になってきます。高等学校では、教科書代も必要な費用であります。小・中学校、高等学校で必要な支援も異なってきます。どのような支援が求められているのか、またその方法はどのような形がよいのか、例えば奨学資金のような形がよいのか、直接的な支給がよいのかなど、検討する必要があります。

次に、5点目、養育費の無償化についてであります。

養育費は、子供の権利であり、子供が成長し、経済的に自立するまでに必要な生活費のこと

だと解釈をしております。その対象となる費用は、衣食住の費用や教育費、医療費、娯楽費、ベビーシッターに係る費用など様々であります。こうした養育費のこういった面を無償化するのか、どのような支援策が必要とされているのか、有識者や子育て家族らの御意見も聞きながら、その方向性を検討していきたいと考えております。

今回、公約に掲げましたこれら様々な施策を実現するための第1段階として、こども子育て支援課の新設を今定例会に議案として上げさせていただいております。令和5年度からはこの新しい課において様々な施策を実現するため、具体的な手だてなどを検討し、できるところから早急に取り組み、子ども・子育て支援の充実に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、これらの取組に併せ、県内外への情報発信を強化し、子供や子育て世代はもとより、市民や有識者の御意見も取り入れながら、子供たちにとっても若者たちにとっても魅力のある町、子育て家族が安心してワクワク楽しく暮らすことのできる町の基盤整備にスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、財政強化対策についてであります。

御指摘に公約を早速破るのかといった御意見がありましたけれども、公約を破る思いは全くありません。公約は全力で実現ができるように取り組むと認識しておりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

本市の財源対策としましては、国や県等の補助制度の積極的な活用やふるさと室戸応援寄附金の増大など、財源確保に向けた取組を行っているところであります。

近年では、ふるさと室戸応援寄附金の増収などにより本市の自主財源は増加傾向にありますが、議員御案内のとおり、ふるさと納税制度は景気や国の制度に大きな影響を受けることから、今後の国の動向に注視する必要があります。

そうした中、今後の財政確保対策としましては、引き続き国や県等の補助制度の積極的な活用やふるさと室戸応援寄附金の有効活用による産業の育成等に努め、生産者等の所得向上を図り、また雇用創出、人口減の歯止めをかける取組や移住対策を強力に推進し、市税等の歳入の確保や既存事業等の見直しによる経費削減などにより、財源確保に向けた取組を強化してまいります。

次に、③固定資産税の見直しについてであります。

本定例会におきまして、昭和39年度から適用されています固定資産税の税率を100分の1.5から100分の1.4の標準税率に戻す内容等を提案し、本市の税金が高いとのイメージを払拭して、住民の負担軽減及び多数の市町村との均衡を図るものであります。

原案可決となりますと、今後において固定資産税の税収が令和3年度決算ベースで3,435万円程度減額となりますことから、後年度におきましても同程度の影響額と考えられますので、前段で申し上げました財源対策強化に努めてまいります。



次に、(3)新庁舎移転建設問題についてであります。

初めに、1点目の重要な各データの移転、バックアップは行っているのかについてであります。

議員御指摘の住民基本台帳や固定資産課税台帳等のデータにつきましては、日々バックアップし、浸水のおそれのない場所にあるサーバーで保管をしております。

津波により本庁舎が浸水した場合には、浸水が予想されるフロアに設置されている端末にも被害が発生し、業務再開に時間を要することが想定されますので、端末自体を浸水のおそれのない場所に移転することも必要であると考えております。

次に、2点目の市庁舎を移転させる必要があるかについてであります。

議員の御質問のとおり、地震発生後の市民への避難の指示や情報提供において、防災行政無線は重要な設備であり、また被災後の行政機能の維持のためには、住民基本台帳などのデータは大変重要なものであると認識をしており、これらにつきましては、先ほど申し上げましたように安全な場所に移すことが必要であると考えております。

しかしながら、前段の議員に御答弁しましたように、データが安全な場所に保管されていても、災害復旧作業が長期化した場合には、防災拠点施設だけでそのデータを使用し、復旧・復興業務を行うには電子機器や公用車、執務スペースの確保等の課題があり、本庁舎と同等の機能の確保は非常に難しいと考えております。

そのようなことを踏まえますと、前もって浸水区域外に移転したほうがより安全ではないかと考えておりますが、今後実施予定であります住民投票により、市民の皆様方の御意思も御確認させていただき、判断をしていきたいと考えております。

私からは以上であります。関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（亀井賢夫君）** 濱田総務課長併選挙管理委員会事務局長。

**○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君）** 竹中真智子議員に、1、市長の政治姿勢についての(1)室戸市長選挙投票所入場券について、選挙管理委員会の事務局長として私からお答えいたします。

昨日の答弁と重複する内容がありますが、御了承をお願いします。

まず、今回の市長選挙の投票率が平成6年市長選挙の投票率46.07%を下回る45.74%と、本市の市長選挙においては過去最低となる投票率となってしまったことを重く受け止めております。投票率向上に向けて、今後さらに選挙啓発や小・中学校及び高等学校への出前授業といった主権者教育などに取り組んでいかなければならないと考えております。

さて、投票所入場券の交付につきましては、前段の議員の御答弁、御質問に答弁いたしましたように、公職選挙法施行令第31条において、告示日以後、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されております。今回、投票所入場券が

選挙人の皆様の元に届いたのは、告示日の翌日である11月14日月曜日から16日の水曜日にかけてであると思われるので、公職選挙法施行令の規定に沿ったものとはなっております。しかしながら、結果として市民の皆様に混乱を招いてしまいましたので、それにつきまして大変申し訳なく思っております。

こうなってしまった原因といたしましては、4年前の選挙とほぼ同じタイミングの告示日の4日前、11月9日水曜日の午後、室戸郵便局に投票所入場券を搬入したものの、いつ搬入すればいつ配達されるのかについて事前に協議をしなかったことでもあります。ただ、事前に郵便局側としっかりと打合せをしていれば、もう少し早く投票所入場券を皆様の元に交付できていたかもしれませんので、こうした反省を踏まえまして、次回の選挙からは入場券ができるだけ早く届く方法などについて、郵便局側と十分に協議を重ねてまいります。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 竹中真智子議員の2回目の質問を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） 2番竹中真智子。2回目を始めます。

固定資産税の見直しについては、市長、本当によく英断をされてくださいました。3,443万円減額になるということでしたけれど、これは国からの交付税も下りてきております。それから、大きな事業というか、羽根の山の上にしたソーラー事業の恩恵というのが非常に大きいわけです。よく英断をしてくださいました。最終的に、あとはこの議会で議員の皆さんの賛同を得て、ぜひとも決めていただきたい。市民がこのコロナ禍の中で物価の高騰そのほかで苦しんでいる中で、税金が下がるということは大変に喜ばしいことでもありますので、議員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

公約の中にあります保育料の無料化とか、それから養育費とかというのをもろもろとお聞きをいたしました。

18歳までの医療費は、令和5年で調整するというところでございます。ありがとうございます。実行にぜひ移してくださいませ。なぜならば、室戸市のお隣の中芸地域は、この12月に入って田野町が新たに加わって、北川、馬路、安田、奈半利、この田野、それぞれ18歳までの子供たちの医療費が無料になるということでもあります。ぜひとも令和5年度にスタートができますように、どうぞよろしく願いいたします。

そして、1、2歳児の保育料の無料化、これは非課税の人たちは無料になるということなんですが、子ども・子育ての課を新たに新設をするということでは言われていまして、今回の議会にも上がってきていますけれども、子供は国の宝です。その国の宝が、年々、出生率が低くて、特に去年度は大変に少ない数字となっております。この町に住んでいただいて、ほんの一握りの人数の子供たちにも恩恵が行くように。

今、市長が言われたのは、具体的に何も、1、2歳児の保育料の無料化も、いつまでにやるとか、いつまでにここまでやりますよとか、それから3、4、5歳の完全給食の実施、これも4年間の公約でずっと上げてきているわけですね。なのに、具体的には一向に示されない。

大体この4年の中の、4年が終わるぐらいまでには、ここまで行けますよ、ここまでやる思いでおりますよ。

幸いなことに、ふるさと納税でかなりの金額が上がってきております。そのふるさと納税の中には、子供の育成のためにもこのお金を使いますよということがうたわれております。子供にぜひやっていただきたい。この公約、4年間でやるおつもりで上げておりますでしょう。それだったら、いつまでにどこまでやれるかということをお願いしたい。

そして、この実は市長の後援会が出したパンフレットの中に、地図入りでこういうものが上げられております。この中に、養育費というのを出してくださるということ、養育費の無料化というのがありますが、気の早い親御さんから電話をいただきました。室戸市はこの養育費って何ぼ出してくれるがやろ、月何ぼくれるがやろ。一般の人の養育費の感覚というのは、子供の両親がいて、何らかの理由で離婚をされた、子供さんを預かっておられる親御さんのほうに片方の親御さんが子育て期間中に要る費用をお支払いするというのが、一般的に思われている養育費でございます。気の早い人は、室戸市は養育費を何ぼくれるがやろうということでございますので、そのあたり、もう一度答弁のほうを具体的にお願いいたします。

そして、この公約の中に、子育て家族楽々ワクワクまちづくり推進とうたっていますけれども、これは何を想定して楽々ワクワク、誰が楽々になるがです。お父さんです。お母さんです。子供さんです。ワクワクまちづくり推進、それは子供は遊園地へでも連れてってあげたらわくわくするき、何とかそれはそれなりに理解をしようと思えばできますけど、楽々、何が楽々、何を対象にして楽々ということが、何を想定して言っているのか分かりませんので、そのあたりもお願いをいたします。

庁舎の移転建設問題についてお伺いをいたしましたけれど、いずれにしても市のほうとしては建てるありきの答弁の終始のように受け取りました。

2回目、竹中真智子、終わります。

**○議長（亀井賢夫君）** 執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 竹中真智子議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目、固定資産税のこと、2点目、公約、保育料の養育無料化等のことにつきましては、一定の評価ということで、質問にはとれませんでしたので、答弁は控えさせていただきます。

3点目につきましてはありますが、いつまでに無料化をやるのかといった御質問の趣旨ではなかったかと思っております。様々な無料化を今回の後援会だよりの中の公約として掲げさせていただきましたけれども、1回目の答弁でも答えさせていただきましたように、それぞれの取組については、様々な調整をしなければならない問題や課題もあります。

私は、12月4日から2期目市長としてのスタートをしたばかりでありまして、初めての議会、それをいつまでにということにこの段階でなかなか答えるには至りませんし、御提案させ

ていただいております。こども子育て支援課の新たな設置ができますと、そうした中でしっかりと広く議論をしながら、どうしたことを先行して取り組んでいくのかといった運びになるのかと思いますので、御理解をいただきますようによろしくお願いをしたいと思います。

それから、特に養育費については、気の早い市民から月何ぼくれるんだろうかといったような問合せもいただいているということでもありますけれども、これも1度目の答弁でしっかりと養育費とはといったことについても御説明させていただきましたけれども、そうした観点から、これから議論を深めながら、どういったところに対応できていくのかといった対策をできることから急いで取り組んでいくという姿勢でございますので、併せて御理解をいただきたいと思っております。

3点目に、楽々ワクワクについて、どういったことなのか理解ができないといったことの御指摘でございますけれども、楽々ワクワクというのは、子育てをすることで楽しい室戸にしていくということを表現をした言葉で、イメージとして、具体的なことをと尋ねられたら、両親の楽々、御家族の楽々、いったら教育費や子育て経費が少しでも軽減ができることは、楽々といったことにつながるのではないかなと、あるいはそうした経費だけでなくして、各民間企業なんかの御支援もいただきながら、今ショッピングに行ってもポイント制度なんか皆さん方の一つの楽しみにもなっているのではないかと受け止めておりますけれども、そうした施策をほかの市町村よりももっと室戸のほうで強化をしていける、あるいは公園づくりにしても、子供たちがわくわくして楽しめるような魅力化、それは子育てをする御家族の皆さんもそうでない市民の皆さん方も、一緒になってわくわくしていけるような室戸のまちづくりといったところに力を入れて取り組むといった思いでございますので、御理解をいただけますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 竹中真智子議員の3回目の質問を許可いたします。竹中真智子議員。

○2番（竹中真智子君） 竹中真智子。3回目。

市長、公約って、大体、今回のこのパンフを見たときに、4年間でやるつもりで書いておられますよね。それは、長期的にやっていかないかんももあるでしょう。2期目がまだスタートしただけやき、したばかりやき、何とも先のことは思うようにはいきませんみたいなことのように聞こえましたけれど、ある一定、自分がここまではやっていかないかんろというような目標というか、思いを入れてるところがあると思うんですよ。

これは、市長が今言うようなことで言われたら、市長は市長が適任者じゃなくて、県会議員とか市会議員の議員さんの思いのほうで非常に勝てるように思います。市長というようなことになって、自治体の首長になったら、書いたり言うたりすることは整合性が必要じゃないか、整合性があるって当然じゃないかと思っております。言葉の羅列で、市民にも伝わらんようなことでは非常に困ると思っておりますので、公約は4年間でやるおつもりが大半でしょ。だから、それをやるのには、どこまでやるのかということをもう一回お聞きをしたい。お願いいたします。3

回目を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員の3回目の質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

お尋ねは1点、公約、4年間のうちどこまでやるのかといったことを答えてほしいということでもありますけれども、1回目の答弁でもお答えさせていただきましたが、私は公約について、その実現に向けて全力で取り組むと、申すまでもなく、2期目4年間の公約でございますので、そのことの実現が図れるように全力で取り組んでまいりますという姿勢でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） これをもって竹中真智子議員の質問を終結いたします。

これにて日程第1、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、あした14日は大綱質疑であります。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時45分 散会